

子どもたちと教育に関する陳情

茨城県 P T A 連絡協議会

茨城県PTA連絡協議会の活動につきまして、日頃から、格別なるご理解とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。あわせて、茨城県議会の皆様には、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けご尽力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

茨城県PTA連絡協議会としましても、県内約14万6千人の会員とともに、茨城県がより「魅力ある教育環境」で「日本一、子どもを産み育てやすい県」となることを懇願しております。

つきましては、子どもたちと教育に関する次のことにつきまして、県議会の皆様のご理解のもと推進されますことを切にお願いいたします。

(件名)

子どもたちと教育に関する陳情

(趣旨・理由等)

1 学校の働き方改革への支援について

将来を担う子どもたちへの教育の質の向上のためには、教職員が生き生きと働けるようにするための「働き方改革」が必要不可欠です。そのためには予算と人員が必要です。現在、県教育委員会にて新規者の採用強化に尽力していただいていることは喜ばしいことですが、即効性のある対策も必要です。学校現場にマンパワーを充足することは喫緊の課題です。教職員が余裕を持って児童生徒の前に立てるよう支援をお願いいたします。

また、働き方改革を推進するためには、「公立義務教育諸学校の学級編制

及び教職員定数の標準に関する法律」に示される教職員定数の改善が不可欠です。教職員定数の改善に係る国への働きかけにもお力添えをお願いします。

2 部活動の地域展開(地域移行)について

令和8年度から部活動地域展開の改革実行期間と位置づけられました。土日の部活動が地域での実施となる動きが進められます。実際に多くの自治体でクラブチームやスポーツクラブ等が主体となり地域展開が始まっています。反面、人口減少が著しい地域においては受け皿となる団体が少なく、停滞しており、受益者負担についても地域格差が生じる懸念があります。

保護者としては、自分の居住地以外の現状を知る機会がありません。県として保護者向けに各自治体の進捗状況を公開し、情報の共有をお願いいたします。また、県として受益者負担と公的負担の目安を示すことで、受益者負担の地域格差の軽減を図っていただきたいと思います。

3 配慮の必要な児童生徒への支援について

児童生徒の状況が多様化、複雑化するなか、個々に寄り添った支援が必要です。不登校児童生徒への対応、特別支援教育の充実や日本語を理解しない外国人籍の児童生徒の指導など、学校は多様な対応が求められており、懸命に尽力されています。しかし、その対応に追われ、通常の学級の児童生徒への指導が手薄になっては、新たな配慮を要する児童生徒を生じかねません。配慮の必要な児童生徒に寄り添った居場所作りのための支援をお願いいたします。

4 学校施設の充実や安全安心の確保について

公立小中義務教育学校は、設置者の責任のもと環境整備がなされていると承知しています。トイレの洋式化はかなり進行していますが、まだ完全実施には至っていません。学習環境の公平性はもとより、震災時の避難場所としての機能を有する学校の環境整備を進めることに、市町村格差があってははいけません。県としての指導、予算補助を期待いたします。

また、昨年12月より救急搬送における選定療養費の徴収制度が導入されました。学校だけが等があった場合は、学校長や養護教諭の判断で救急車の要請を行うことが望まれます。その費用を学校や個人が負担するのでは、要請を躊躇することも考えられます。学校からの要請に関しては、対象外となるよう配慮を願います。

5 県独自の子育て支援援助の推進について

これまで要望していた「小中学校の給食費の無償化」について国の援助もあり、実施の方向であると承知しています。しかし、物価の高騰により、多くの家庭において経済的に厳しい状況が続いているなか、市町村では財源不足から子育て支援に格差がみられます。今後、教材費や学用品費等の補助が全市町村で公平に補助が受けられるよう、県独自の子育て支援策の実施に取り組んでいただきたい。県内どの市町村でも安心して公平に子育てができることを茨城県の強みとし、子育て世代の人口流入につながるような施策を期待します。

よって、下記事項を陳情します。

記

- 1 教職員の働き方改革を推進し、児童生徒に向かう時間を確保できるようにすること
 - (1) 教職員定数改善を国へ強く要望するとともに、県として、加配教員や教員業務支援員の拡充を図ること
 - (2) 教職員だけでなく、児童生徒もカリキュラムオーバーとならないように、教育課程や授業時数の精選を図ること
 - (3) デジタル採点システムや複数担任制等新たな施策を導入すること
- 2 部活動地域展開の市町村格差のない実施や保護者の負担軽減措置を設定すること
 - (1) 各市町村の進捗状況を公表し、自分の居住地以外の状況が理解できるようにすること
 - (2) 受益者負担と公的負担のバランスについて県としての水準を明確化すること
- 3 配慮の必要な児童生徒に寄り添った居場所作りを推進すること
 - (1) 不登校児童生徒の居場所となる、校内フリースクール等を全校設置すること
 - (2) 特別支援学級在籍児童生徒が、交流学級で学習したときに35人以下で学習ができる環境を整えること
 - (3) ヤングケアラーや虐待に対応する行政のサポートシステムを強化す

ること

4 学校施設の充実や安全安心の確保について

(1) トイレの洋式化や特別教室，体育館のエアコン設置のための予算援助
を行うこと

(2) 学校からの救急車の要請について，救急搬送における選定療養費の対
象から除外すること

5 県独自の子育て支援策を推進し義務教育関係費の保護者負担の地域格
差を是正すること

令和7年10月22日

陳情者（代表）

住所 茨城県水戸市三の丸1-5-38

氏名 茨城県PTA連絡協議会 会長 草地 学

茨城県議会議長 西野 一 殿